

各位

全4ページ

登録速報(2022-047)

2021年12月22日

クミアイ化学工業株式会社

企画普及部普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2021年12月22日

記

1 農薬の登録番号及び名称

第21259号 スタークル液剤10（三井化学アグロ(株)登録）

2 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を追加、変更し、別紙1【変更後】のとおりとする。

- ① 作物名「だいこん」を追加する。
- ② 作物名「キャベツ」を追加する。
- ③ 作物名「ブロッコリー」を追加する。
- ④ 作物名「ねぎ」を追加する。
- ⑤ 作物名「さとうきび」の使用時期「収穫45日前まで」を「収穫7日前まで」に変更する。
- ⑥ 「だいず」及び「えだまめ」の適用病害虫名「フタスジヒメハムシ」に使用方法「無人航空機による散布」及び「空中散布」を追加する。
- ⑦ 作物名「えだまめ」のジノテフランを含む農薬の総使用回数「2回以内」を「3回以内（は種時の土壌混和は1回以内、散布、空中散布、無人航空機散布は合計2回以内）」に変更する。
- ⑧ 作物名「だいず」のジノテフランを含む農薬の総使用回数「3回以内（は種時の土壌混和は1回以内、散布は2回以内）」を「3回以内（は種時の土壌混和は1回以内、散布、空中散布、無人航空機散布は合計2回以内）」に変更する。

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

(1) 農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」の(2)②を削除し、以降の番号を繰り上げる。また、(1)及び(2)③(番号繰り上げ後は(2)②))を下記のとおり変更し、別紙2【変更後】のとおりとする。

(1) 使用量にあわせ薬液を調製し、使いきる。空容器はほ場などに放置せず、3回以上水洗し適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。

(2) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。

① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。

② 散布にあつては、散布機種種に適合した散布装置を使用すること。

③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。

⑤ 作業終了後は次の事項を守ること。

(a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。

(b) 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。

【変更後】(追加、変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ジ/テフランを含む農薬の総使用回数	
<u>だいこん</u>	—	アブラムシ類	8~16倍	1.6L/10a	収穫7日前まで	2回以内	無人航空機による散布	5回以内 (1回重時の播種土壌混和は1回以内、1回重時の全面土壌混和は1回以内、粒剤の散布は1回以内、水溶剤の散布、液剤の散布及び無人航空機散布は合計2回以内)	
<u>キャベツ</u>								3回以内 (育苗期の株元散布、定植時の土壌混和及び灌水は合計1回以内、散布及び無人航空機散布は合計2回以内)	
<u>ブロッコリー</u>					3回以内 (定植時の土壌混和及び灌水は合計1回以内、散布及び無人航空機散布は合計2回以内)				
<u>ねぎ</u>					4回以内 (1回重時の土壌混和、育苗トレイへの灌水及び定植時の株元散布は合計1回以内、生育期の株元灌水は1回以内、散布、無人航空機散布及び定植後の株元散布は合計2回以内)				
<u>さとうきび</u>		カンショコバ、ネカ、カメシイコ類	14倍	2.4L/10a	収穫7日前まで		3回以内	散布	5回以内 (粒剤は2回以内、液剤、水溶剤及び水和剤は合計3回以内)
			1000倍	100~300L/10a					
<u>だいず</u> <u>えだまめ</u>	カメシ類 フタスジ、ヒメハムシ タ、イヌ、サヤマハ、エ	8倍	0.8L/10a	収穫7日前まで	2回以内	無人航空機による散布	3回以内 (1回重時の土壌混和は1回以内、散布、空中散布、無人航空機散布は合計2回以内)		
		1000倍	100~300L/10a			散布			

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量にあわせ薬液を調製し、使いきること。空容器はほ場などに放置せず、3回以上水洗し適切に処理すること。洗浄水はタンクに入れること。
- (2) 本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種種の散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車やカラートタンの塗装等へ影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 作業終了後は次の事項を守ること。
 - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b) 機体散布装置は十分洗浄し薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (3) 本剤を希釈倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- (4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチ等の巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (6) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、とくに初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上